

尾張旭市監査公表第33号

平成28年12月1日付け尾張旭市監査公表第26号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年12月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

都市整備部下水道課浄化センター

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
東部浄化センター5号送風機緊急修繕及び曝気設備緊急修繕（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の随意契約）において、予定価格書が作成されていない。	指摘事項においては、尾張旭市契約規則に基づき、適正な事務を行います。